

中小企業等協同組合法に基づく組合制度

(1) 事業協同組合

事業協同組合は、協同組合の中で最も代表的・一般的な組合で協同組合原則に基づき運営され、組合員である中小企業者が行う事業に関して、共同生産・共同加工・共同購入・共同販売・共同運送・共同保管・共同受注・共同研究等の共同事業、福利厚生に関する事業、事業資金の貸付け、債務の保証、新分野進出の円滑化を図るための事業、経済的地位の改善のために必要な団体協約の締結等の共同事業、保険会社等の業務の代理又は事務の代行等の事業を行うことにより、中小企業者の経営の合理化と取引条件の改善を図るものです。

(2) 事業協同小組合

主として事業者自身の勤労によって事業を行っているような小規模の事業者のための組織で、事業協同組合とほとんど同様の事業を行います。

(3) 信用協同組合

組合組織による中小企業専門金融機関で、中小企業者、勤労者等の相互扶助を目的とするもので、事業としては組合員に対する預金の受入れ及び資金の貸付け等のほか、為替取引、有価証券の売買・貸付け、有価証券・貴金属その他の物品の保護預り等の金融事業を行います。

なお、信用協同組合には、一定区域内の住民を構成員とする地域組合、特定の職場に勤める人がつくる職域組合及び特定の業種に属する同業者がつくる業種組合の3種類があります。

(4) 協同組合連合会

協同組合連合会は、協同組合（企業組合を除く）の連合体であり、協同組合が単独で行うよりも、大きな効果が期待できるような共同事業（例えば共同宣伝・共同広告等）を行って、その会員である協同組合及び組合員の経済的地位の向上を図ることを目的としています。

(5) 企業組合

この組合は、独特の協同組合の形態であり、その組合員は自己の資本と労働力とのすべてを組合に投入し、企業組合自体が1個の企業体として事業を行うものです。

したがって組合員は、組合の経営に参画するとともに、原則として組合の事業に従事して報酬を受ける勤労者的存在となるものです。このように、この組合の活動は、外見からは会社に類似していますが、内部的には協同組合の原則によって運営されます。このような企業組合は、小規模事業者が企業合同により、その経営単位を拡大して、経済的地位を向上するための組織として、利用されるとともに、創業・新事業挑戦のための多様なパートナーシップ組織として利用されているものです。

企業組合が行う事業は、商業、工業、鉱業、運送業、サービス業、その他組合の定款で定める事業です。